

第四次宍粟市行政改革大綱（案） 議会意見に対する回答

表題		意見	ページ	大綱案の修正の有無	回答（ホームページにて公表）
改革の柱（重点事項）		「Ⅰ 時代に即した効果的かつ効率的な行政運営」に「透明で公正な行政づくり」の視点を加えられたい。市民協働の取組を進める観点からも、市民の意見が市政に反映される仕組みづくりを検討し、より一層の情報の共有化を進めつつ、透明性、公平性を高める必要がある。特に、PDCAサイクルの評価（Check）、改善（Action）の部分について、市民等の意見を積極的に取り入れる姿勢について表記すべきと考える。 さらに、公共サービスについて、住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体において提供できるような仕組みを検討することが、効果的かつ効率的な行財政運営に繋がると考えられることから、「市民との協働体制づくり」の視点も盛り込む、もしくは一つの柱立てをして表記すべきと考える。	6	有	「透明で公正な行政づくり」の視点について、現在、宍粟市においても、総合計画はもちろん各種計画の策定時には委員として市民の方にも参加いただき、また、行政評価や戦略事業評価においても外部評価の委員として参加いただき、評価のうえ改善の方向性についてご意見をいただいているとともに、市民提案制度や出前講座制度の創設、タウンミーティングの開催、政策会議結果の公表などに取り組んでいるところです。また、「市民との協働体制づくり」の視点については、12月議会で議決いただきました第2次宍粟市総合計画基本構想において、「参画と協働のまちづくりの推進（40ページ）」や「持続可能な行財政運営の推進（45ページ）」、「第3章参画と協働・男女共同参画の推進」において記載しているところです。 このたびの本大綱案においても、5ページの「改革の柱（重点事項）」本文において、「市民とともに市政に取り組むことが前提」や、6ページの「外部評価を実施」の旨記載しておりますが、ご意見のとおり、透明性・公正性・市民との協働について、さらに踏み込んだ記載が重要と考え、本文に以下のとおり追記するとともに、「Ⅰ 時代に即した効果的かつ効率的な行政運営」が行政評価や事務事業の見直しのみの項目とならないよう表題の括弧書きを削除します。 「あわせて、時代に即した効果的かつ効率的な行政運営のためには、市民の意見を市政に取り入れることや、市民や多様な団体がまちづくりに参画することが重要であり、市民の意見が市政に反映される仕組みや、市民との情報共有をより一層推進するとともに、市民と行政が連携した協働のまちづくりを推進します。」
個別施策及び推進項目と方向性	【新規】脱炭素社会の推進	2050カーボンニュートラルに向けた取組が時代の要請であることから、行政として「脱炭素社会」の実現に向けてCO2吸収及び固定に関する施策を推進する必要がある。 J-クレジットの取組等は再生可能エネルギーの利活用とは性質が異なることから、歳入確保の観点からも、宍粟の森林を活かしたひとつの個別施策として推進していくべきと考える。 また、森林環境譲与税を活用した取組として、流域市町との連携協定や木材利用の促進（販路拡大）に繋がる、港区協定「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」のような取組を推進するべきである。	27	有	地球温暖化対策という大きな枠組みの中に「再生可能エネルギー利活用」や「森林吸収源対策の推進」、「省エネの推進」があると宍粟市環境基本計画（第3次）及び宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画において整理しております。ご意見のとおり、J-クレジットや森林整備については、再生可能エネルギーの利活用より「森林吸収源対策の推進」の要素が大きいことから、取組項目名を「再生可能エネルギーの利活用・森林吸収源対策の推進」に修正します。 なお、本大綱では、財政収支のバランスをとることを念頭に、特に歳出の抑制や歳入の増加につながるものについて推進計画個票を作成しており、森林を活用した施策の展開、他市町との連携協定や木材利用の促進などの方向性や具体の施策については、宍粟市環境基本計画（第3次）及び宍粟市森林整備計画の中で示していくこととしております。
	【記述の追加】再生可能エネルギーの利活用	現状の太陽光や小水力発電に対する補助金事業のみでは施策として積極性に欠けている。農山漁村再生可能エネルギー法の趣旨に沿い、中山間地域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利活用を進めるための施策展望について記述されたい。	27	無	本大綱では、財政収支のバランスをとることを念頭に、特に歳出の抑制や歳入の増加につながるものについて推進計画個票を作成しています。ご意見の中山間地域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利活用を進めるための施策展望については、宍粟市環境基本計画（第3次）及び宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画の中で示していくこととしております。
	【記述の追加】指定管理者制度等の推進	必ずしも民間活力による効率化が発揮されているとは言えない現状から、特に観光事業を目的とする公共施設等については、その目的を観光以外の、例えばNPO等の活動による地域課題の解消といった視点を追加し、市民の利用を促進する取組により地域の維持・活性化を図られたい。	18	有	指定管理者制度においては、個人以外の団体はすべて公募に対する応募が認められており、宍粟市においても法人であるかどうかや団体の業種を絞って公募することはありません。また、公募ではなく市が指定して選定する場合においては、現在も地域における団体を指定している例もあり、指定管理者選定審議会における慎重な審議のうえ、公の施設を管理するにふさわしい団体を答申いただいているところです。 ご意見の「地域課題の解消」の視点についてですが、現在、選定にあたっての仕様書においても「地域経済・地域雇用・地域振興」を管理運営上の留意事項としており、当該視点についても審査のうえ選定しているところであります。今後においても、公の施設における設置管理条例の目的を達成すること、最小のコストでよりよいサービスが提供できることに加え、「地域経済・地域雇用・地域振興」の視点のバランスを保ちつつ、指定管理者の選定に取り組んでいきたいと考えております。 なお、「民間活力」には民間企業だけでなく、当然地域団体なども含んでおりますが、より分かりやすくなるよう、「地域団体を含めた民間活力」に修正します。